

全国市長会市民総合賠償補償保険

賠償責任保険

偶然な事故によって、第三者の「身体障害」または「財物損壊」が発生し、市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（賠償金等）に対して保険金を支払う保険です。

賠償責任保険契約類型			F 型
保険金額 (支払限度額)	身体賠償	1 名につき	2 億円
		1 事故につき	20 億円
	財物賠償	1 事故につき	2,000 万円

補償保険

市行事の遂行中に当該行事参加の住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかぎります。）もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、市の賠償責任の有無に関係なく、市が制定する「市民総合災害補償規則」に基づいて、当該被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

契約 類型	賠償責任保険	補償保険		
		死亡・後遺障害保険金	入院補償保険金	通院補償保険金
5 型②	F 型	1 口：死亡 100 万円、後遺障害 4%～100% (1 口 100 万円～ <u>5 口 500 万円</u> まで)	入院日数に応じ 1 万円～15 万円	通院日数に応じ 5 千円～6 万円 (通院日数 1 日～5 日は 5 千円)

5 型②			
入院補償保険金		通院補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1 日～5 日	10,000 円	1 日～5 日	5,000 円
6 日～15 日	30,000 円	6 日～15 日	10,000 円
16 日～30 日	60,000 円	16 日～30 日	30,000 円
31 日～60 日	90,000 円	31 日～60 日	45,000 円
61 日～90 日	120,000 円	61 日以上	60,000 円
91 日以上	150,000 円		